

令和3年度 決算

が町議会の9月定例会で認定されました。

限られた財源の中で、町民生活に密着した各種施策・事業を積極的に実施しました。親子方式による温かい中学校給食や情報教育などの「子育て・教育」事業、高齢者生活支援などの「医療・高齢者・障がい者福祉」事業などに重点的に取り組みました。

問 財政課 財政班 ☎(内線)3292



一般会計の支出の状況(目的別)				合計 147億7,429万4千円 ※()内は構成比	
町が「何のため」にお金を使ったのか?経費を行政目的により、分類したもの。					
議会費	1億6,540万3千円	(1.1%)	土木費	17億6,276万2千円	(11.9%)
総務費	16億4,385万4千円	(11.1%)	消防費	6億6,244万4千円	(4.5%)
民生費	59億6,170万6千円	(40.4%)	教育費	13億8,591万7千円	(9.4%)
衛生費	18億8,338万9千円	(12.8%)	災害復旧費	210万7千円	(0.0%)
農林水産業費	1億5,345万1千円	(1.0%)	公債費	7億3,697万9千円	(5.0%)
商工費	3億6,628万2千円	(2.5%)	諸支出金	5,000万円	(0.3%)



会計

支出 147億7,429万4千円 対前年比 23億6,778万6千円の減 ↓

の特別定額給付金が皆減となったことが大きな要因です。

- 支出は、子育て世帯への臨時特別給付金給付費の増や、住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の皆増、新型コロナウイルスワクチン接種に係るコールセンター・集団接種会場等運営業務委託料などの関係経費が増となりましたが、特別定額給付事業費の皆減などにより、23億6,778万6千円の減となりました。
- 収入支出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源(1,023万4千円)を除いた実質収支額は、7億5,368万8千円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。

繰出金

10億4,834万1千円(7.1%)
一般会計から特別会計に支出する費用

積立金

8億4,219万8千円(5.7%)
特定の目的や年度間の財源不足に備えるなど、計画的な財政運営を目的として、基金に積み立てるための費用

公債費

7億3,697万9千円(5.0%)
町が借り入れた地方債の返済のための費用

普通建設事業費

8億4,165万2千円(5.7%)
庁舎や学校、道路、橋りょう、公園などの整備や土地購入などの費用

その他

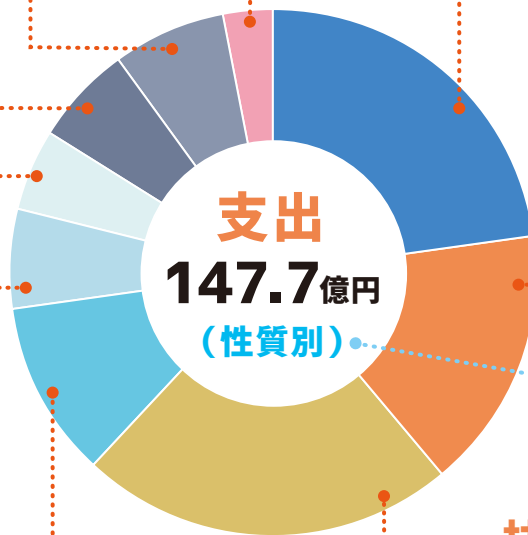
4億2,194万6千円(2.9%)
維持補修費、貸付金など

人件費

33億9,009万3千円(23.0%)
職員の給与や、議員、会計年度任用職員、委員会委員への報酬などの費用

物件費

24億3,181万4千円(16.4%)
役場などで使用する事務用物品の購入費、物品のリース料、施設管理のための光熱水費や委託料などの費用



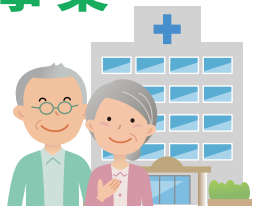
町が「どんなこと」にお金を使ったのか？経済的性質により分類したもの。

会計

支出総額 86億1,855万6千円

経理する会計です。町には3つの特別会計があります。

事業



国民健康保険事業

町民の健康保持と増進のため保険給付を行い、医療保障の充実に努めました。
令和3年度の国民健康保険加入世帯は、町総世帯数の34.0%、被保険者は町総人口の25.1%です。



支出額

5億1,331万9千円(3.6%増)

収入額

49億4,659万2千円(4.2%増)

支出額

49億2,663万2千円(4.2%増)

()内
対前年度比

収入

155億3,821万6千円

対前年比 22億2,465万9千円の減



一般

収支の減額は、令和2年度に実施した国民1人当たり10万円

- 収入は、子育て世帯への臨時特別給付金に係る国庫補助が前年度と比べ4億8,162万円の増となるなどしたものの、国民1人当たり一律10万円の特別定額給付金に係る国庫補助40億円余りが皆減となったことなどにより、22億2,465万9千円の減額となりました。
- 収入額を財源別にみると、町税など、町が自主的に収入することができる自主財源が88億6,387万4千円で、収入総額の57.0%、国・県支出金や町債、地方消費税交付金などの依存財源は66億7,434万2千円で、収入総額の43.0%となりました。

県支出金

10億7,497万1千円
(6.9%)

特定の事業に対して県から使い道を指定して交付されるお金

国庫支出金

31億2,705万6千円
(20.1%)

特定の事業に対して国から使い道を指定して交付されるお金

地方交付税

3億2,759万8千円
(2.1%)

所得税、法人税などの国税のうち、一定の基準により国から市町村へ交付されるお金

地方消費税交付金

10億212万2千円(6.5%)

消費税と合わせて国に納付される地方消費税の市町村に配分されるお金

町債

6億3,710万円
(4.1%)

長い間利用される町の施設を作るためなどに借り入れるお金

その他

5億549万5千円
(3.3%)

地方譲与税、法人事業税交付金など

町税

73億7,005万2千円
(47.4%)

個人や町内に事業所がある法人が納める町民税や、土地や家屋などを持っている方が納める固定資産税など

繰入金

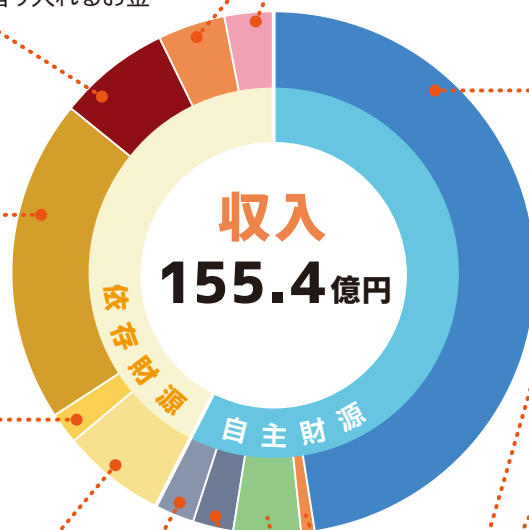
1億2,882万4千円
(0.8%)

基金の取り崩しなどにより繰り入れるお金

繰越金

6億2,079万5千円
(4.0%)

昨年度から繰り越したお金



その他

3億6,839万円(2.4%)

使用料および手数料、寄付金など

諸収入

3億7,581万3千円(2.4%)

他の収入科目に含まれない雑入など

収入総額 86億7,903万1千円

特別

特定の収入を財源に特定の事業を行い、一般会計とは別に

介護保険事業

適正な要介護認定を行うとともに、要介護・要支援者が能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう保険給付を行い、保健医療の向上と福祉の増進に努めました。また、将来的に要介護・要支援状態になる恐れがある高齢者を対象に、介護予防を推進しました。



後期高齢者医療

高齢者の健康保持と増進のため、被保険者の資格管理などの窓口事務や保険料の徴収などを行い、医療費の適正化に努め、健全な医療給付を進めました。

収入額	支出額
31億9,268万2千円(2.0%増)	31億7,860万5千円(2.3%増)

収入額
5億3,975万7千円(4.1%増)

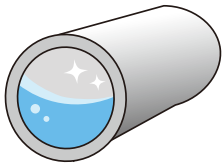
会計

支出総額 28億1,879万7千円

町には2つの企業会計があります。

※収益的収支は、純利益を算出するため消費税抜きの金額を、資本的収支は、必要とした費用を算出するため消費税込みの金額を表記しました。

公共 下水道事業



令和3年度の収益的収支は、下水道使用料が前年度より減少となるなど、収入額は前年度に比べ3.52%の減となりました。また、特別損失や支払利息の減少により、支出額は前年度に比べ3.02%の減となり、純利益は、前年度から16.48%減の3,510万6千円となりました。建設改良事業などを行う資本的収支は、収支差引額が3億3,156万円の不足となり、内部留保資金などで補てんしました。

建設改良事業の主な内容として、汚水整備事業では、マンホールポンプ場や久保ポンプ場設備の計画的な更新を行いました。また、雨水整備事業では、浸水対策として令和元年度から工事に着手した中津坂本地区、半縄地区の水路整備工事を引き続き行いました。



半縄地区雨水幹線水路

収益的収入と支出 (下水道事業の経営運営を行うための収支)	
収入額	10億7,935万7千円
支出額	10億4,425万1千円
収支差引額	3,510万6千円

資本的収入と支出 (下水道施設の改良などの投資的経費)	
収入額	4億3,492万3千円
支出額	7億6,648万3千円
収支差引額	△3億3,156万円

一般会計収入「地方消費税交付金」の増収分について

消費税率は平成26年4月に5%から8%に、令和元年10月には8%から10%に引き上げられましたが、これらの引き上げに伴う「地方消費税交付金」の増収分(4億9,179万3千円)については、全額を「社会保障関係経費」に充当し、その用途を明示することとされています。町では、次のとおり、障がい者・高齢者・児童福祉事業のほか、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険特別会計への繰出金などの財源の一部として活用しています。

区分	主な事業	令和3年度 決算	財源の内訳		
			特定財源 国庫支出金など	一般財源	
				地方消費税交付金	差引一般財源
社会福祉事業	・一人暮らし高齢者世帯等水道料金助成事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・町社会福祉団体補助金	5,591万4千円	631万円	1,058万5千円	3,901万9千円
障がい者福祉事業	・障害者医療費助成事業 ・障害者介護給付・訓練等給付事業 ・心身障害児・者訓練指導事業	14億2,922万3千円	9億4,931万2千円	1億241万2千円	3億7,749万9千円
高齢者福祉事業	・高齢者バス割引乗車券購入費助成事業 ・敬老および長寿夫妻祝金品支給事業 ・シルバー人材センター運営費補助金	6,010万4千円	738万4千円	1,125万円	4,147万円
児童福祉事業	・出産祝い金支給事業 ・児童手当支給事業 ・小児医療費助成事業 ・放課後児童健全育成事業	13億8,039万1千円	9億552万3千円	1億133万5千円	3億7,353万3千円
国民健康保険事業	・国民健康保険特別会計繰出金	4億2,197万9千円	1億5,829万6千円	5,626万9千円	2億741万4千円
後期高齢者 医療事業	・後期高齢者医療広域連合負担金 ・後期高齢者医療特別会計繰出金 ・後期高齢者健康診査事業	4億233万円	6,070万9千円	7,290万1千円	2億6,872万円
介護保険事業	・介護保険特別会計繰出金	4億3,760万4千円	2,750万8千円	8,751万3千円	3億2,258万3千円
保健衛生事業	・乳幼児等予防接種事業 ・高齢者インフルエンザ予防接種事業 ・生活習慣病検診事業 ・風しん予防接種事業	2億4,355万2千円	1,146万円	4,952万8千円	1億8,256万4千円
合計		44億3,109万7千円	21億2,650万2千円	4億9,179万3千円	18億1,280万2千円

独立採算による特定の事業を經理する会計です。

水道事業



令和3年度の収益的収支は給水収益(水道料金)が前年度より微増となったものの、収入額は前年度に比べ0.73%の減となりました。また、委託料や動力費の増加により、支出額は前年度に比べ2.62%の増となり、純利益は、前年度から36.37%減の3,026万2千円となりました。建設改良事業などを行う資本的収支は、収支差引額が2億4,888万7千円の不足となり、内部留保資金などで補てんしました。建設改良事業の主な内容としては、戸倉浄水場第4水源浸水対策工事や滝ノ沢送水ポンプ設備修繕などを行い、施設能力の維持向上を図るとともに、配水管を耐震性能の高いものに交換する工事を半原下地区、川北地区、中津二井坂地区、熊坂地区、上熊坂地区などで、延長1,356メートルにわたって行い、配水機能強化と老朽化施設の更新に努めました。



浸水対策工事でかさ上げした 戸倉浄水場 第4水源

収益的収入と支出 (水道事業の経営運営を行うための収支)	
収入額	5億4,994万円
支出額	5億1,967万8千円
収支差引額	3,026万2千円

資本的収入と支出 (水道施設の改良などの投資的経費)	
収入額	1億7,645万4千円
支出額	4億2,534万1千円
収支差引額	△2億4,888万7千円

財政健全化法に基づく「健全化判断比率」などの状況



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)とは、財政の健全さを計る下記の指標の公表を義務付け、早期健全化の枠組みなどを定めた法律で、国民健康保険などの特別会計や企業会計、さらには土地開発公社などの会計もチェックされています。

町の健全化判断比率などの状況は、全ての指数が基準を大きく下回っているため、財政の健全性が保たれていることが分かります。

指標	指標の説明	比率	基準値	
			早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	13.53%	20%
	連結実質赤字比率	—	18.53%	30%
	実質公債費比率	△0.8%	25%	35%
	将来負担比率	—	350%	
資金不足比率 (水道・公共下水道事業)	資金不足額(赤字額)の事業規模に対する比率	—	(経営健全化基準) 20%	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率および資金不足比率は、実質収支が黒字となり赤字額が生じないため「-(ハイフン)」となっています。また、将来負担比率は、地方債残高などの将来負担額に対し、基金、都市計画税、基準財政需要額に算入される地方債などの充当可能な財源が上回っているため「-(ハイフン)」となっています。

※ 実質公債費比率は、元利償還金に充当可能な特定財源と基準財政需要額算入額の合計が元利償還額を上回るため、マイナス表示となっています。

※ 早期健全化基準・経営健全化基準は「財政の自主的な改善努力が求められる段階」を、財政再生基準は「国等の関与により健全化が図られる段階」を表す基準値で、健全化判断比率・資金不足比率がこれらの基準値を超えた場合は、法律に基づき健全化に向けた取り組みが行われます。